

入札説明書

【最低価格落札方式】

業務名称:2026 年度二本松青年海外協力隊訓練所

JICA 海外協力隊派遣前予防接種用

ワクチン購入(単価契約)

調達管理番号:

- 第1 入札手続
 - 第2 業務仕様書
 - 第3 経費に係る留意点
 - 第4 契約書(案)
- 別添 様式集

2026 年 6 月 23 日
独立行政法人 国際協力機構
青年海外協力隊事務局
二本松青年海外協力隊訓練所

第1 入札手続

本件に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。

1. 公告

公告日 2026年6月23日

2. 契約担当役

二本松青年海外協力隊訓練所 所長 田中 理

3. 競争に付する事項

- (1)業務名称:2026年度 二本松青年海外協力隊訓練所
JICA 海外協力隊派遣前予防接種用ワクチン購入(単価契約)
(一般競争入札(最低価格落札方式))
- (2)業務仕様:「第2 業務仕様書(案)」のとおり
- (3)業務履行期間(予定):2026年8月7日から2027年3月31日まで

4. 手続全般にかかる事項

(1) 書類等の提出先

入札手続き窓口、各種照会先及び書類等の提出先は以下のとおりです。なお、本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります。

〒964-8558

福島県二本松市永田字長坂4-2

独立行政法人国際協力機構 青年海外協力隊事務局

二本松青年海外協力隊訓練所 業務課

【電話】0243-24-3200(代) 【FAX】0243-24-3214

【メールアドレス】ntcadm@jica.go.jp

※当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン(jica.go.jp)またはメールアドレスを受信できるように設定してください。

(2) 書類授受・提出方法

1) 入札手続きのスケジュール及び書類等の提出方法

予め機構が設定した締切日時(10.(1)入札書参照)までに必要となる書類の提出、授受はメール(上記(1)のメールアドレス宛)で行います。

なお、当機構のメールシステムのセキュリティ設定上、zip形式のファイルが添付されたメールは受信不可となりますので、他の形式でお送りください。これにより難しい場合は、上記(1)の連絡先までお問い合わせください。

2) 書類等への押印省略

様式または本説明書において押印を必要としている提出書類は、代表者印等の押印を原則とします。ただし、機密保持誓約書及び競争参加資格確認申請書について押印が困難な場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名、役職、所属先及び連絡先(電話番号及び電子メールアドレス)を必ず明記し、提出時の電子メールは責任者本人から(又は責任者に cc を入れて)送付してください。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の再委託先または下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることも認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条各号に掲げる者
具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。
具体的には、以下のとおり取扱います。
 - a) 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。
 - b) 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
 - c) 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

1) 全省庁統一資格

公告日において令和 7・8・9 年度全省庁統一資格の「物品の販売」の「A」又は

「B」又は「C」の等級に格付けされ、営業品目として「医薬品・衛生材料類」を保持すること又は、令和 7・8 年度福島県物品購入(修繕)競争入札参加有資格者であり、営業種目として「医薬品・衛生材料類」を保持すること(以下「全省庁統一資格保有者等」という。)

ただし、上記における全省庁統一資格保有者等でない者で本競争への参加を希望する者は、当機構から資格審査を受けることができます。(下記6.(1)を参照ください。)

2)日本国登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3)薬事法に基づいて医薬品の一般販売業の許可を受けているものであること。

4)資本関係又は人的関係

競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

a)資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ)の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

b)人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - i. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

- 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役
- ii. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii. 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。)
- iv. 一般財団法人、一般社団法人及び組合の理事
- v. その他業務を遂行する者であって、i からivまでに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記a)又はb)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※留意事項:入札書を提出しようとする者の中で競争参加意思等の確認・相談を行うことは原則として認めていませんが、上記の資本関係又は人的関係に基づく競争参加制限を回避する目的で当事者間で連絡を取ることは、これに抵触するものではありません。

(3)共同企業体、再委託について

1)共同企業体

共同企業体の結成は認めません。

2)再委託

再委託は認めません。

【定義】

〈共同企業体〉:複数の社が、それぞれの社の特徴を相互に補完し、構成員相互の信頼と協調を元に連帯責任をもって業務を実施する場合に構成する企業体

(4)利益相反の排除

特定の排除者はありません。

6. 競争参加資格の確認

(1)競争参加資格を確認するため、以下のイ)を提出してください。

入札に進んだ競争参加者に対し、競争参加資格確認申請書に記載の担当者連絡先

へ入札会の参加方法をメールにて案内します。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができません。

- ア. 提出期限:2026年7月16日(木)午前11時まで
提出方法:電子メール(4.(1)参照)
- イ. 提出書類:
a)競争参加資格確認申請書(様式集参照)
b)全省庁統一資格審査結果通知書(写)
c)下見積書(「7.下見積書」参照)
d)資本関係又は人的関係に関する申告書(該当なしの場合も提出します。)
- ウ. メールタイトルは以下のとおりとしてください
【競争参加資格確認申請 2026年度予防接種用ワクチン購入(単価契約)】
- エ. 提出書類:以下のカテゴリーのうち、各社の該当するカテゴリーにおいて求められる書類(以下、「資格確認書類」といいます。)を提出して下さい。

| カテゴリーA:全省庁統一資格等を有している場合 | | |
|---|--|--|
| A-1 | 競争参加資格確認申請書 | 様式集参照 |
| A-2 | 全省庁統一資格審査結果通知書(写)又は福島県物品購入(修繕)競争入札参加資格審査結果通知書(写) | |
| A-3 | 下見積書 | (下記7.参照) |
| カテゴリーB:全省庁統一資格等を有していない場合 (上記5.(1)ただし書きに該当する者。) | | |
| B-1 | 競争参加資格確認申請書 | 様式集参照 |
| B-2 | 簡易審査申請書 | ・様式集参照 |
| B-3 | 登記事項証明書(写) | ・発行日から3ヶ月以内のもの ・法務局にて発行の「履歴事項全部証明書」 |
| B-4 | 納税証明書(その3の3)(写) | ・発行日から3ヶ月以内のもの ・税務署にて発行の法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書。納税義務が免除されている場合でも発行されます。但し書きがある場合は、事情を確認することがあります。その3の3以外の証明書(市区町村発行の「法人事業税」等の納税証明書、納税時の領収書等、納税証明書その1など)では受付できません。 |
| B-5 | 財務諸表(写) ・設立して間もない法人で最初の決算を迎 | ・決算が確定した直近1ヶ年分 ・貸借対照表、損益計算書を含む。 ・法人名および決算期間の記載があるもの。 |

| | | |
|-----|--------------|----------|
| | えていない場合は提出不要 | |
| B-6 | 下見積書 | (下記7.参照) |

(2)競争参加資格の確認の結果は電子メールにて通知します。2026年7月2日(木)までに結果が通知されない場合は、上記4.にお問い合わせください。

(3)その他

- ア. 提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。
- イ. 一旦提出された申請書等は返却しません。また、差し替え、再提出は認めません。
- ウ. 申請書に関する問い合わせ先は、上記4.を参照ください。

7.下見積書

本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、以下の要領で、下見積書の提出をお願いします。

- (1) 下見積書には、商号又は名称及び代表者氏名を明記し、押印してください。
- (2) 様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
- (3) 消費税及び地方消費税の額(以下「消費税額等」)を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。
- (4) 下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合があります。下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合は、これに応じていただきます。

8. 入札説明書に対する質問

(1)業務仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い質問書様式に記載のうえ、メールに添付して提出ください。

ア. 提出期限:2026年7月2日(木)正午まで

イ. 提出方法:電子メール

・メールタイトルは以下のとおりとしてください

【質問 2026年度予防接種用ワクチン購入(単価契約)】

・宛先電子メールアドレス:ntcadm@jica.go.jp

・機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。

ウ. 質問様式:別添様式集 4-2 参照

(2) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は、原則としてお断りしていますのでご了承ください。

(3)(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。

ア. 2026年7月8日(水)午後4時以降、以下のサイト上に掲示します。

国際協力機構ホームページ(<http://www.jica.go.jp/index.html>)

→「調達情報」

→「公告・公示情報」

→「各国内拠点(JICA 研究所を含む)における公告・公示情報「契約情報一覧
(研修委託契約、工事、物品購入、役務等)」

→公告・公示情報(2026 年度)「各国内拠点(JICA 研究所を含む)における
公告・公示情報－工事、物品購入、役務等－」

(<https://www.jica.go.jp/about/announce/domestic/koji2026.html>)

イ. 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したのものとして取り扱います。

9. 辞退届の提出

(1)競争参加資格の確認を申請した者が競争参加を辞退するときは、遅くとも入札会1営業日前の正午までに辞退する旨を下記メールアドレスまで送付願います。

宛先:ntcadm@jica.go.jp

件名:【辞退】(法人名) 案件名

(2)(1)の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以降の入札において不利益な取扱いを受けるものではありません。

(3)一度提出された辞退届は、取り消しを認めません。

10. 入札執行(入札会)の日時及び場所等

(1)日時:2026年7月30日(木) 午前11時から

(2)場所:福島県二本松市永田字長坂4-2

独立行政法人国際協力機構 青年海外協力隊事務局

二本松青年海外協力隊訓練所

※入札者はオンライン(Microsoft Teams)よりご参加ください。

(3)再入札の実施

すべての入札参加者の入札金額が機構の定める予定価格を超えた場合は再入札(最大で2回)を実施します。再入札は、初回入札に続けて実施しますので上記日時に再入札書をメールで送付できるよう Teams に接続したままで待機ください。

11. 入札書

(1) 第1回目の入札書(押印写付)の提出締切日時は以下の通りとなります。

入札書締切:2026年7月30日午前10時50分

入札会:2026年7月30日午前11時00分

(2)第1回目の入札は、入札件名、入札金額を記入して、原則代表者による入札書としますが、再入札では、必要に応じ代理人を定めてください。

- (3) 機構からの指示による再入札の入札書(押印写付)は、入札件名、入札金額を記入して、パスワード付き PDF をメールに添付して提出ください。なお、別メールによるパスワードの送付は機構から指示によってください。
- 1) 代表権を有する者自身による提出の場合は、その氏名及び職印(個人印についても認めます)。
 - 2) 代理人を定める場合は、委任状を再入札書と同時に提出のうえ、法人の名称または商号並びに代表者名及び受任者(代理人)名を記載し、代理人の印(委任状に押印したものと同一印鑑)を押印することで、有効な入札書とみなします。
 - 3) 委任は、代表者(代表権を有する者)からの委任としてください。
 - 4) 宛先:「4. 手続全般にかかる事項(1)書類等の提出先」をご覧ください。
件名:【再入札書の提出】(調達管理番号)_(法人名)
- (4) 入札金額は円単位で記入し、消費税及び地方消費税を抜いた税抜き価格としてください。
- (5) 入札価格の評価は、「第2 業務仕様書(案)」に対する総価(円)(消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額)をもって行います。
- (6) 契約に当たっては、入札金額の全体に100分の10に相当する額を加算した金額が契約金額となります。
- (7) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更または取消すことが出来ません。
- (8) 入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (9) 入札保証金は免除します。

12. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人による入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- (6) 入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一応札者による複数の入札
- (9) 条件が付されている入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

13. 入札者の失格

入札書受付締切日時までに入札書を提出しなかった場合(再入札時の場合も含む)には入札者を失格とします(PCを利用する入札会における入札者側のPCのトラブルによる場合を含みます)。

14. 落札者の決定方法

- (1) 発注者の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。落札者は、入札金額の内訳書(社印不要)をメールで提出ください。なお、内訳に出精値引きを含めることは認めません。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。
- (3) 落札者と宣言された者の失格
入札会において上述の落札者の決定方法に基づき落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を確定します。
 - 1) その者が提出した入札書に不備が発見され、12. に基づき「無効」と判断された場合
 - 2) 入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合

15. 入札執行(入札会)手順等

入札会の状況は入札者に Microsoft Teams で中継します。入札経過や入札結果、再入札の有無等については中継の際に入札者と情報共有しますので入札者は必ず参加ください。¹なお Microsoft Teams を接続する者には、競争参加資格確認申請書に記載の担当者連絡先へ、入札会の1営業日前の16時までに入札会の参加方法をメールで連絡します。

(1) 入札会の手順

- 1) 機構の入札立ち会い者の確認
- 2) 入札会開始時間の5分前から、会議招集した Microsoft Teams に接続可能となりますので接続を開始してください。また、電話で参加する者に対しては機構から電話連絡します。
- 3) 入札開始時間後、入札事務担当者からの指示に基づき、提出済の入札書(要押印、以下同じ)のパスワードを電子メールで機構へ送付ください(別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください)。
- 4) Microsoft Teams もしくは電話で参加しなかった入札者についても10分までの間にパスワードの送付があれば受理し入札参加を認めます。
- 5) 開札及び入札書の内容確認
入札事務担当者が既に提出されている入札書(パスワード付き PDF)を入札会時に入札者から提出されるパスワードを用いて開封し、入札書の記載内容を確認します。

¹ ただし、Microsoft Teams はあくまでも入札会の中継という補助手段ですので、不参加の場合でも入札書のパスワードや再入札の提出が指定時間内にあった場合には入札参加を認めます。

6)入札金額の発表

入札事務担当者が各応札者の入札金額を読み上げます。

7)予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が、あらかじめ開札場所に置いておいた予定価格を開封し、入札金額と照合します。

8)落札者の発表等

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、改めて落札者を決定する場合があります。

入札執行者が「落札」、または、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は「不調」を発表します。

9)再度入札(再入札)

「不調」の場合には引き続き再入札を行います。Microsoft Teams もしくは電話で参加しなかった入札者に対しては、競争参加資格申請時のメール本文に記載されたメールアドレス宛に再入札の案内をします。再入札書(要押印)、委任状(入札書の記名が代表者でない場合)を指定した時間までに送付してください。なお、再入札書はパスワードを付した PDF をメールで送付頂きますが、初回と同じパスワードとしてください(パスワードが毎回自動生成される場合にはこの限りではありません)。再入札を2回(つまり初回と合わせて合計3回)行います。再入札を行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。

(2)再入札の辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、メールでお送りください。

| | | | | | | | | | | |
|---|--|--|---|--|--|--|---|--|--|---|
| 金 | | | 辞 | | | | 退 | | | 円 |
|---|--|--|---|--|--|--|---|--|--|---|

(3)入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(4)不落随意契約

入札が成立しなかった場合、随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

(5)落札者と宣言された者の失格

入札会において14. 落札者の決定方法に基づき落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を確定します。

- 1) その者が提出した入札書に不備が発見され、12. に基づき「無効」と判断された場合
- 2) 入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合

16. 入札金額内訳書の提出、契約書の作成及び締結

- (1) 落札者は入札金額の内訳書(社印不要)を提出ください。
- (2) 「第4 契約書(案)」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結します。契約保証金は免除します。
- (3) 契約条件、条文については、「第4 契約書(案)」を参照してください。なお契約書(案)の文言に質問等がある場合は、「8. 入札説明書に対する質問」の際に併せて照会ください。

17. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- a) 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- b) 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- c) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- d) 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第14章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第14章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

18. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 本入札説明書は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。
- (3) 入札結果については、入札参加社名、入札金額等を国際協力機構ホームページ上で公表します。
- (4) 独立行政法人国際協力機構一般契約事務取扱細則は、以下のサイトにて公開中です。
国際協力機構ホームページ(<http://www.jica.go.jp/index.html>)
「契約事務取扱細則」(<https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110000077.html>)
- (5) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報(口頭によるものを含む)は、本件業務の見積書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。
- (6) 競争参加資格がないと認められた者については、その通知日の翌日から起算して7営業日以内に説明を求めることができますので、ご要望があれば「4.手続全般にかかる事項(1)書類等の提出先」までご連絡ください。

以上

第2 業務仕様書(案)

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構(以下「発注者」)が実施する 2026 年度二本松青年海外協力隊訓練所 JICA 海外協力隊派遣前予防接種用ワクチン購入(単価契約)に関する業務の内容を示すものである。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施する。

1 契約名称

「2026 年度二本松青年海外協力隊訓練所 JICA 海外協力隊派遣前予防接種用ワクチン購入(単価契約)」

2 ワクチンの種類と規格

以下に示すワクチン 7 種類と製造元を参考とし同等以上の効能のワクチンで代替することが可能である。ただし、変更がある場合は、入札説明書に対する質問時にその旨を発注者に照会すること。

| 販売名 | 容量 | メーカー |
|------------------------------|--------------|----------------------------------|
| エイムゲン(A 型肝炎) | 0.5ml 1V | KM バイオロジクス株式会社 |
| ヘプタバックス(B 型肝炎) | 0.5ml 1 シリンジ | MSD 株式会社 |
| ラビピュール筋注用(狂犬病) | 1.0ml 1V | 株式会社オーファンパシフィック |
| 沈降破傷風トキソイド「生研」 | 0.5ml 1V | 田辺三菱製薬株式会社 |
| イモバックスポリオ皮下注 | 0.5ml 1 シリンジ | サノフィ株式会社 |
| ジェービック V または エンセバック(日本脳炎) | 0.5ml 1V | 株式会社 BIKEN または KM バイオロジクス株式会社 |
| メンクアッドフィ(髄膜炎) | 0.5ml 1V | サノフィ株式会社 |

3 想定数量と納入期限

| 販売名 | 年間想定数量(2 隊次分) |
|--------------------------|---------------|
| エイムゲン(A 型肝炎) | 540 |
| ヘプタバックス(B 型肝炎) | 540 |
| ラビピュール筋注用(狂犬病) | 780 |
| 沈降破傷風トキソイド「生研」 | 360 |
| イモバックスポリオ皮下注 | 240 |
| ジェービック V またはエンセバック(日本脳炎) | 300 |
| メンクアッドフィ(髄膜炎) | 240 |

| 納入期限 | 2 次隊 | 3 次隊 |
|------|-------|--------|
| | 8 月下旬 | 11 月中旬 |

4 発注方法

各発注時に随時メールにて連絡する。

5 納品時期と条件

- ① 2026年8月～2027年3月までの間で、年2回発注者が各隊次の入所人数確定後に発注数を決定する。
- ② 発注後30日以内に納品が可能なこと。
- ③ 2回の発注以外でも期間内であれば追加発注する可能性もある。
- ④ 想定数量は2025年度の実績に基づく概算であり、2026年度の実際の納入数量とは異なる想定であるが、購入数の増減に伴う契約単価の変更はしない。
- ⑤ 使用予定の隊次で使い切れなかったワクチンは次隊次に使用するため、最終有効年月日は「納品日から9ヶ月以上のもの」を納品する。ただし、同条件で準備できない場合は納品前に発注者へその旨を照会し、対応策を発注者と話し合うこと。
- ⑥ 納品書には、販売名、容量、メーカー(販売元)、数量、単価、各品目ごとの金額及び合計金額を明記すること。

6 納品場所

独立行政法人国際協力機構 二本松青年海外協力隊訓練所 診療室
〒964-8558 福島県二本松市永田字長坂4-2

7 支払条件

本契約に基づく支払いは、契約物品の納品及び発注者により検収完了後、受注者からの請求に基づき行うものとし、請求書受領日から30日以内に支払うものとする。

以上

第3 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書(案)に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算して下さい。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

なお、落札者には「第1 入札手続き」の13.のとおり入札金額内訳書の提出を求めますので、業務内容を踏まえた適切な単価等の設定をお願いします。

(1)経費の積算方法

契約はワクチン単価で行いますが、入札金額は「第2 業務仕様書(案)」3. 想定数量と発注時期に示すワクチンの購入想定数量に単価を乗じた金額(円)の総金額とします。

(2)消費税課税

「第1 入札手続き」の10.のとおり、課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には消費税等を除いた金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。なお、課税事業者については、入札金額の全体に消費税等を加算した額が最終的な契約金額となります。

2. その他留意事項

(1)当該契約の予定数量を超えて購入する場合、又は予定数量に満たない場合であっても当該契約期間中は契約単価をもって処理するものとします。

以上

売買契約書(単価契約)(案)

- | | |
|----------|--|
| 1. 物品名 | 2026年度二本松青年海外協力隊訓練所 JICA 海外協力隊派遣前 予防接種用ワクチン購入(単価契約) |
| 2. 仕様・規格 | 附属書Ⅱ「物品及び単価目録」のとおり |
| 3. 契約単価 | 附属書Ⅱ「物品及び単価目録」のとおり |
| 4. 契約期間 | 2026年8月7日から2027年3月31日まで |
| 5. 納入場所 | 独立行政法人国際協力機構 二本松青年海外協力隊訓練所 |
| 6. 契約保証金 | 免除 |

独立行政法人国際協力機構(以下「発注者」という。)と受注者名〔組織名〕を記載(以下「受注者」という。)とは、頭書記載の物品名の売買について、以下の各条項により売買契約(単価契約)(以下「本契約」という。)を締結する。

(信義、誠実の義務)

第1条 発注者及び受注者は、おのおの対等な立場において互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行しなければならない。

(契約の目的)

第2条 受注者は、附属書Ⅱ「物品及び単価目録」(以下「物品目録」という。)に記載する物品(以下「契約物品」という。)について、発注者が個別に発注する品目を、附属書Ⅰ「業務仕様書」(以下「業務仕様書」という。)で定める期限内に、頭書記載の納入場所において発注者に納入するものとし、発注者は、その対価を支払うものとする。

2 本契約は、本契約に基づく個々の売買契約(以下「個別契約」という。また、個別契約ごとに定められる対価を「契約金額」という。)に適用される。ただし、個別契約で特に定めた事項があるときはこれが優先するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約単価)

第4条 契約単価は、物品目録に記載のとおりとする。

2 消費税及び地方消費税の額は消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法

(昭和 25 年法律第 226 号)に定める税率により計算されるものとする。

- 3 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。

(発注)

第5条 発注者は、本契約に基づき契約物品を発注するときは、受注者に対し、発注にかかる物品の品目、数量その他別途合意する事項を指定して行うものとする。

2 前項の発注は、業務仕様書に定める方法で行うものとする。

3 個別契約は、発注者による第 1 項の発注に対し、受注者による承諾の通知が発注者に到達したときに成立するものとする。ただし、受注者が発注を受けた日から 3 営業日(営業日とは国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までの日を除く月曜日から金曜日までの日をいう。以下同じ。)以内に諾否の通知が発注者に到達しなかったときは、当該期間の経過をもって承諾したものとみなす。

(納品)

第6条 受注者は、契約物品を納入するときは、必要な項目を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、契約物品を納入するときは、一括して納入しなければならない。ただし、あらかじめ分割納入を指定された場合又は発注者が認める場合には、分割して契約物品を納入することができる。

(検査)

第7条 発注者は、前条第 1 項の規定により受注者から納入があったときは、その翌日から起算して 10 営業日以内に契約物品の種類、品質及び数量の検査を行う。

2 前項検査の結果、契約物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があった場合は、発注者は、検査終了日の翌日から起算して 15 営業日以内に、具体的な契約不適合の内容を示して受注者に通知する。受注者は、同通知を受けたときは、直ちにこれを修補又は代替品を納入し、再度発注者の検査を受けなければならない。

3 契約物品のうち、公的検査を受ける必要のある物品は、受注者が費用を負担し当該検査を受け、これに合格したものでなければならない。

(減価採用)

第8条 発注者は、前条の検査に合格しなかった契約物品について、その契約不適合の程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することができる。

- 2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第9条 契約物品の所有権は、検査に合格した時に受注者から発注者に移転し、同時に当該物品は、発注者に引渡されたものとする。ただし、発注者が前条第1項による減価採用をした場合には、契約物品の所有権は、発注者が減価採用する旨の意思表示をした時に、受注者から発注者に移転し、同時に、引渡されたものとする。

- 2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた契約物品についての損害は、受注者の負担とする。

(契約不適合)

第10条 発注者は、引き渡された契約物品に第7条第1項に定める検査では発見できない契約不適合を発見したときは、契約不適合を知った日から1年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り、受注者に対し、その補修、代替品の納入又は不足分の納入による履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の履行の追完を催促したにもかかわらず、発注者が定めた期間内に受注者が履行の追完をしないときは、発注者は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者に対し、契約不適合のある契約物品について当該契約不適合に応じた契約金額の減額を請求することができる。
- 3 発注者は、契約物品に契約不適合があるときは、発注者がその契約不適合を知った日から1年以内に受注者に通知した場合に限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 本条の規定は、発注者による損害賠償の請求を妨げない。

(納入期限の延長)

第11条 受注者は、受注者の責に帰することができない事由により、納入期限内に契約物品を納入することができないときは、発注者に対して遅滞なくその事由を明らかにした書面により納入期限の延長を申し出ることができる。この場合における納入期限の延長は、発注者及び受注者で協議して、書面によりこれを定めるものとする。

(履行遅延の場合における損害の賠償)

第12条 受注者の責めに帰すべき事由により、納入期限までに契約物品を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に契約物品を納入する見込みのあるときは、発注者は、受注者に納入遅延により発生した損害の賠償を請求するとともに、契約物品の納入を請求することができる。

2 前項の遅延損害金の額は、遅滞にかかる個別契約の契約金額から既に引渡しを受けた契約物品に相当する金額を控除した額に、遅滞日数に応じ、履行期間が経過した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に規定する利率(以下「本利率」という。)で算出した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、発注者が次条に従って支払義務を負う契約金額の支払が遅延した場合は、受注者は、遅延金額につき、遅延日数に応じ、本利率で算出した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。(代金の支払)

第13条 受注者は、契約物品の納入が完了し、かつ第7条の検査に合格したときは、発注者に契約金額の支払を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、受注者が第6条第2項但書に基づき契約物品を分割して納入し、第7条の検査に合格したときは、受注者は発注者に対し、当該納入物品に係る契約金額の支払を納入毎に請求することができる。ただし、別途一括して契約金額を支払うと定めたときは、この限りではない。

3 発注者は、受注者から前二項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、契約金額を支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第14条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

(1)受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと認められるとき。

(2)受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(3)受注者が第16条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出たとき。

(4)受注者が本契約の履行中に、発注者から競争参加資格停止等の措置を受けたとき。

(5)第18条第1項各号のいずれかに該当する行為があったとき。

(6)受注者に前号以外の不正な行為があったとき。

(7)受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。

- (8) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- (9) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道(ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。)があったとき。
- イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年規程(総)第 25 号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。)であると認められるとき。
- ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められるとき。
- ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
- ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ヘ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- チ 受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。
- リ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからチまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ヌ 受注者が、イからチまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合(前項第 5 号の場合を除く。)は、受注者は発注者に対し発注済金額(本契約に基づき成立した個別契約(履行済を含む。)にかかる契約金額の合計額をいう。以下同じ。)の 10 分の 1 に相当する金額を違約金

として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

(発注者のその他の解除権)

第 15 条 発注者は、前条第 1 項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも 30 日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない事由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、本契約解除時点で受注者が既に支出し他に転用できない費用及び本契約解除時点で成立済かつ未履行の個別契約に基づいて契約物品を納入したとすれば收受しえたであろう利益の額を合算した金額を上限とする。

(受注者の解除権)

第 16 条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により契約物品を納入することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第 2 項の規定を準用する。

(解除に伴う措置)

第 17 条 本契約が解除された場合においては、受注者は、納入の見込みがありかつ発注者が必要と認める物品を発注者に納入しなければならない。

2 発注者は、本契約が解除された時に既に納入を受けていた物品及び前項の規定により納入を受ける物品についてはこれを検査し、検査に合格した物品については、引渡しを受けるものとする。

3 前項の引渡しを受けた場合は、発注者は、当該物品に係る契約金額を受注者に支払うものとする。

(重大な不正行為に係る違約金)

第 18 条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、その都度、発注者の解除権行使の有無にかかわらず、受注者は発注済金額の 10 分の 2 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

(1) 次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 198 条(贈賄)又は不正競争防止法(平成 5 年法律第 47 号)第 18 条(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分が

なされたときも同様とする。

ア 本契約の締結又は履行にかかる便宜を得る目的

イ 本契約の履行の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的(本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。)

- (2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(以下、「独占禁止法」)第3条、第6条又は第8条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を受け、又は第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約に関して独占禁止法第7条の4第7項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 受注者又はその意を受けた関係者(受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人)が、本契約に関し、刑法第96条の6(公契約関係競売等妨害)、独占禁止法第89条第1項又は同法第90条第1号及び第2号に違反する行為を行い刑が確定したとき。
 - (5) 第1号、第2号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者が認めたととき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は発注済金額の10分の2を下ることはない。
 - 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるとときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。
 - 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第14条第2項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用される。
 - 5 前各項の規定は、本契約による契約物品の引渡し完了後も引き続き効力を有する。

(賠償金等)

第19条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払

わないときは、発注者は、その支払わない額及びこれに対する発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで本利率で算出した利息の合計額と、発注者の支払うべき金額とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払いを請求することができる。

- 2 前項の請求をする場合は、発注者は、受注者に対して、遅延日数につき本利率で算出した額の延滞金の支払を請求する。

(調査・措置)

第 20 条 受注者が、第 14 条第 1 項第 6 号又は第 18 条第 1 項各号に該当する疑いがある場合は、発注者は、受注者に対して内部調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なく、これを拒否してはならないものとする。

- 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、不正等の事実の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。
- 3 発注者は、第 14 条第 1 項第 6 号又は第 18 条第 1 項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。
- 4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

(契約の公表)

第 21 条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

- 2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

(1)発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること

(2)発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

- 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1)前項第 1 号に規定する再就職者に係る情報(氏名、現在の役職、発注者における最終職名)

(2)受注者の直近 3 カ年の財務諸表における発注者との間の取引高

(3)受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

- 4 受注者が「独立行政法人会計基準」第 14 章に規定する関連公益法人等に該当する場合には、受注者は、同基準第 14 章の規定される情報が、発注者の財務諸表の附属

明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(準拠法)

第 22 条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

2 本契約には、国際物品売買契約に関する国連条約(ウィーン売買条約)の適用は一切排除されるものとする。

(契約外の事項)

第 23 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、当該協議の結果を書面により定める。

(合意管轄)

第 24 条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず(調停事件を含む。)、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

2026年 8 月 7 日

発注者

福島県二本松市永田字長坂 4-2

独立行政法人国際協力機構

二本松青年海外協力隊訓練所

契約担当役

所長 田中 理

受注者

付属書 I 業務仕様書

第2 業務仕様書(案)に詳細記載する。

付属書Ⅱ 物品及び単価目録

| ワクチン種類 | 規格 | 容量 | 単価(税抜価格)* |
|----------------------------|--------------|----|-----------|
| エイムゲン(A型肝炎) | 0.5ml 1V | 1個 | 〇〇円 |
| ヘプタバックス(B型肝炎) | 0.5ml 1 シリンジ | 1個 | 〇〇円 |
| ラビピュール筋注用(狂犬病) | 1.0ml 1V | 1個 | 〇〇円 |
| 沈降破傷風トキソイド「生研」 | 0.5ml 1V | 1個 | 〇〇円 |
| イモバックスポリオ皮下注 | 0.5ml 1 シリンジ | 1個 | 〇〇円 |
| ジェービックVまたは エンセバック(日本脳炎) | 0.5ml 1V | 1個 | 〇〇円 |
| メンクアッドフィ(髄膜炎) | 0.5ml 1V | 1個 | 〇〇円 |

*本単価に、消費税法及び地方消費税法の規定により定められた税率により算定された額を加算した金額をもって請求、支払いを行うものとします。

様式集

<参考様式>

■入札手続に関する様式

1. 競争参加資格確認申請書
2. 委任状
3. 入札書
4. 質問書
5. 辞退理由書

以上の様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式(国内向け物品・役務等)」よりダウンロードできます。

(https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

なお、各様式のおもてには、以下の事項を記載してください。

- ・宛先：独立行政法人国際協力機構 青年海外協力隊事務局
二本松青年海外協力隊訓練所
契約担当役
所長 田中 理

・業務名称：「2026年度 二本松青年海外協力隊訓練所 JICA 海外協力隊派遣前予防接種用ワクチン購入(単価契約)」

・公告日：2026年6月23日

・入札日：2026年7月30日

競争参加資格確認申請書

年 月 日

独立行政法人国際協力機構
青年海外協力隊事務局
二本松青年海外協力隊訓練所
契約担当役
所長 田中 理 殿

住所
商号又は名称
代表者役職・氏名 ⑩

(担当者氏名)
(電話: FAX:)
(E-mail:)
(文書送付先住所)※1

2026年6月23日付で公告のありました「2026度 二本松青年海外協力隊訓練所 JICA 海外協力隊派遣前予防接種用ワクチン購入(単価契約)」への参加を希望します。
つきましては、当社の必要な競争参加資格について確認されたく、申請します。

以上

※1 会社住所と異なる場合にご記入ください。

委 任 状

年 月 日

独立行政法人国際協力機構
青年海外協力隊事務局
二本松青年海外協力隊訓練所
契約担当役
所長 田中 理 殿

住所
商号／名称
代表者役職・氏名 ㊟

私は、弊社社員 ㊟ を代理人と定め、下記の事項を委任します。

委 任 事 項

「2026年度 二本松青年海外協力隊訓練所 JICA 海外協力隊派遣前予防接種用
ワクチン購入(単価契約)」について、2026年7月30日に行なわれる貴機構
の入札会に関する一切の権限

以上

-
- ※ 法人の名称又は商号並びに代表者名を明記し、押印してください。
 - ※ 代表者印を押印ください。ただし、社印でも有効とします。
 - ※ 受任者(代理人)の氏名及び押印が必要です。
 - ※ 「入札会に関する一切の権限」には、以下が含まれると認識しています。
・入札会への立会及び入札会における入札執行者との質疑応答
 - ※ 様式の詳細は、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札:最低価格落札方式(国内向け物品・役務等)」もしくは「様式 一般競争入札:総合評価落札方式(国内向け物品・役務等)」よりダウンロードできます。
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html

(代表者による入札)

入 札 書

年 月 日

独立行政法人国際協力機構
青年海外協力隊事務局
二本松青年海外協力隊訓練所
契約担当役
所長 田中 理 殿

住所

商号／名称

代表者役職・氏名

⑩

件名:「2026 年度 二本松青年海外協力隊訓練所 JICA 海外協力隊派遣前予防接種
用ワクチン購入(単価契約)」

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、
一括下記のとおり入札いたします。

| | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|
| 金 | | | | | | | | | | | | 円 |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|

※ 消費税等金額を除いた金額を記載のこと。契約金額は本入札
金額に消費税法及び地方税法の規定により定められた税率に
より算定された額を加算した金額となります。

以上

- ※ 法人の名称又は商号並びに代表者名を明記し、押印して下さい。
- ※ 代表者印を押印ください。ただし、社印でも有効とします。
- ※ 再入札に限り、代表者が入札を行う場合は、代表者本人の個人印の押印により入札が可能です。ただし、身分証明
できる書類を提示する必要があります。
- ※ 代理人による入札の場合は別様式を使用してください。
- ※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札:最低
価格落札方式(国内向け物品・役務等)」もしくは「様式 一般競争入札:総合評価落札方式(国内向け物品・役務等)」
よりダウンロードできます。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html

(代理人による入札)

入 札 書

年 月 日

独立行政法人国際協力機構
青年海外協力隊事務局
二本松青年海外協力隊訓練所
契約担当役
所長 田中 理 殿

住所

商号／名称

代表者役職・氏名

代理人

㊞

件名:「2026年度 二本松青年海外協力隊訓練所 JICA 海外協力隊派遣前予防接種
用ワクチン購入(単価契約)」

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、
一括下記のとおり入札いたします。

| | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|
| 金 | | | | | | | | | | | | 円 |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|

※ 消費税等金額を除いた金額を記載のこと。契約金額は本入札
金額に消費税法及び地方税法の規定により定められた税率に
より算定された額を加算した金額となります。

以上

-
- ※ 法人の名称又は商号並びに代表者名を明記してください。
 - ※ 代理人が入札する場合は、委任状を提出の上、受任者(代理人)の氏名と押印が必要です。
 - ※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札:最低価格落札方式(国内向け物品・役務等)」もしくは「様式 一般競争入札:総合評価落札方式(国内向け物品・役務等)」よりダウンロードできます。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html